

東三河広域連合監査公表第1号

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき施行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年11月28日

東三河広域連合監査委員 古池弘人
同 星野隆輝

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

- (1) 総務部〔総務課〕
- (2) 税務事業部〔徴収課〕
- (3) 住民生活事業部〔消費生活課、旅券センター〕
- (4) 福祉事業部〔介護保険課、監査指導課、障害福祉課〕
- (5) 都市計画事業部〔都市計画課〕
- (6) 会計課
- (7) 議会事務局
- (8) 選挙管理委員会
- (9) 監査委員事務局
- (10) 公平委員会

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
監査委員事務局 による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和5年8月31日～令和5年10月24日
監査委員による 監査	監査委員室	令和5年10月25日

第3 監査の方法

東三河広域連合監査基準に準拠して、全ての部局・委員会に対し、共通する収入・支出事務、

契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたものの、2件の意見が見受けられた。

総 務 部

《総務課》

意 見

1 委託業務について

東三河ブランド推進事業実施委託業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分である。履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。

2 広告掲載業務について

東三河魅力発信及び転出抑制・人材還流広告掲載業務において、インスタグラム等を活用して広告配信を行っている。配信対象者を主に閲覧対象である25歳以上としていたが、若い女性の転出が課題となっている中、転出抑制の観点から24歳以下も対象とするように努められたい。

また、年間を通しての投稿・掲載の回数の定めはあるものの、時期については特に定められていない。継続的・効果的に成果を発揮させるためにも、計画的に業務を遂行するよう仕様書の改善に努められたい。